

# 競争的資金等取扱規程

公益財団法人宮城県対がん協会

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県対がん協会（以下「協会」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正な運営及び管理に必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

## (定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、国又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された他機関とのそれらを原資とした受託研究又は共同研究により受け入れた資金をいう。

## (責任と権限)

第4条 協会の競争的資金等を適正に運営並びに管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、資金管理責任者、コンプライアンス推進責任者、発注業務責任者及び物品納入責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、協会全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、会長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) 資金管理責任者は、競争的資金等の管理について実質的な責任と権限を持つものとし、経理課長をもって充てる。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等による研究事業の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとし、がん検診センター所長をもって充てる。
- (5) 発注業務責任者は、競争的資金等に係る物品等の発注について実質的な責任と権限を持つものとし、総務課長、経理課長をもって充てる。
- (6) 物品納入責任者は、競争的資金等に係る物品等の納入について実質的な責任と権限を持つものとし、総務課長をもって充てる。

2 前項に基づき各責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

## (不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、この規程及び関連する規則等を周知するとともに、統括管理責任者、資金管理責任者、コンプライアンス推進責任者、発注業務責任者及び物品納入責任者が責任をもって競争的資金等による研究事業並びに競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切に指揮・命令をしなければならない。

2 最高管理責任者は、不正を発生させないために、その諸要因を把握し、不正防止の管理に努めるものとする。

## (不正防止計画推進体制)

第6条 統括管理責任者は、競争的資金等を適正に運営及び管理し、不正防止計画書に基づ

き実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、協会における次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的資金等に係る不正防止計画書の策定に関すること。
- (2) 競争的資金等に係る不正防止対策の実施に関すること。
- (3) コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施、及び受講状況の確認に関すること。
- (4) 競争的資金等による研究事業の適正な管理及び執行に関する管理監督及び改善指導に関すること。

(コンプライアンス教育)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、不正行為・不正使用・不正受給（以下、「不正行為等」という。）を防止するため、毎事業年度に競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての職員等及び研究活動に関わる全ての研究支援人材を対象としたコンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施する。

2 職員等及び研究活動に関わる全ての研究支援人材は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講するものとする。また、年度初めに、下記が記載された誓約書（別紙第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 協会の規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、協会や配分機関の処分及び法的な責任を負うこと

3 前項に定める誓約書の提出がない者は、競争的資金等の取扱い又は申請をすることができない。

(業者等への対応)

第9条 統括管理責任者は、業者等に協会の規則等を説明し、一定の取引実績や協会におけるリスク要因や実効性を考慮した上で、次の事項が記載された誓約書（別紙第2号様式）の提出を求める。

- (1) 協会の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても意義がないこと
- (4) 職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(経理事務の準拠)

第10条 競争的資金に係わる契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等における委託研究開発契約書及び委託研究開発契約事務処理説明書に基づき、これに準じて取扱うものとする。

(発注・検収確認)

第11条 競争的資金等における物品等の適正な発注及び検収と給付の完了確認を行うため、発注業務責任者・物品納入責任者を置く。

2 職員等は、競争的資金等による固定資産及び物品の調達を行う場合、発注業務の窓口である競争的資金等担当事務局に依頼し、事務局は適正な発注が行われているか発注業務責任者の決裁を受けるものとする。

- 3 固定資産及び物品の調達依頼又は発注をする者は、発注段階で支出財源の特定を行う。
- 4 発注業務責任者はコンプライアンス推進責任者と連携し、予算執行の状況を停滞なく把握する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- 5 発注業務責任者・物品納入責任者は、換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示し、物品の所在が分かるよう記録する。
- 6 物品納入責任者は、納品書等の提示を受けたときは、契約書・仕様書等に従って適正に検収を実施しなければならない。

(取引停止)

第12条 最高管理責任者は、研究費の不正行為等に関与したとして認定した業者に対して、その不正の程度に応じて一定の期間、協会との取引を停止することができる。

(内部監査)

- 第13条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正の発生を防止するため内部監査を実施する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、年度毎に内部監査員を2名指名するものとする。
  - 3 コンプライアンス推進責任者は内部監査員と連携し、不正発生要因に応じたモニタリング・監査を実施する。
  - 4 内部監査員は、会計書類の形式的要件の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の管理責任体制の不備の有無等の検証を行うものとする。

(相談窓口の設置)

- 第14条 協会における競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を競争的資金等担当事務局に置く。
- 2 相談窓口は、協会における競争的資金等に係る事務処理手続きに関する協会内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、協会における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。
  - 3 相談等は、氏名及び連絡先を明らかにした上で、書面（別紙第3号様式）、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。

設置場所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 5-7-30

公益財団法人宮城県対がん協会 総務課医局内

競争的資金担当事務局

受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始除く）

電話番号：022-263-1581

FAX : 022-262-3775

e-meil : [ikyoku@miyagi-taigan.or.jp](mailto:ikyoku@miyagi-taigan.or.jp)

第15条 前条に定める相談窓口に寄せられた相談内容については、必要に応じ、コンプライアンス教育において周知する等により協会内で共有するものとする。また、相談内容によっては最高管理責任者に報告し、基本方針及び内部規程等の見直しに活用するものとする。

(通報窓口の設置)

第16条 協会における研究活動の不正行為等に適切に対応できるようにするため、通報窓口を総務課に置く。

- 2 通報等を受けた総務課長はその内容を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容を精査したうえで、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 通報等は、原則として当該通報等を行うもの（以下「通報者」という。）の氏名及び連絡先を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示した書面（別紙第4号様式）、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。
  - (1) 不正行為等を行った疑いがある者（以下「被通報者」という。）の氏名
  - (2) 不正行為等の態様及び事案の内容
  - (3) 不正行為等と判断できる合理的理由及び実証的証拠
- 5 第13条による監査、または報道、学会等により不正行為等の疑いが指摘された場合には、通報等に準じた取扱いをすることができる。

設置場所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 5-7-30

公益財団法人宮城県対がん協会 総務課長

受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始除く）

電話番号：022-263-1636

FAX : 022-263-1548

e-mail : office@miyagi-taigan.or.jp

- 6 通報窓口の職員は、通報等を受付ける場合個室での面談又は電話もしくは電子メール等を通報窓口の担当職員以外に見聞きできないように、適切な方法を講じなければならない。また、通報等内容及び通報者の情報を漏らしてはならない。当該業務に携わらなくなった後も、同様とする。

#### （予備調査）

- 第17条 統括管理責任者は、前条の報告を受けて、通報等の内容の合理性及び調査の可能性等について確認し、予備調査を行う必要があると認めた場合には、被通報者の所属する職員等の責任者に対し、必要な予備調査及び適切な対応を指示し、原則として通報等の受付から30日以内に予備調査を終了し、その結果を最高管理責任者に報告する。
  - 2 予備調査においては、被通報者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、通報者が悪意に基づく通報等を行った疑いがあると予備調査で認めた場合には、通報者に対しても、弁明の機会を与えることができる。
  - 3 統括管理責任者は、第2項の予備調査の結果の報告を受けて、最高管理責任者へ報告するとともに、通報者、被通報者及び被通報者の所属する責任者に通知するものとする。
  - 4 最高管理責任者は、通報等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受付けた場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等及び文部科学省に報告する。

#### （調査委員会の設置）

- 第18条 最高管理責任者は、前条による予備調査の結果を受けて、さらなる調査を行う必要があると認める場合には、本調査の実施の決定後、事実の認定に必要な調査（以下「本調査」という。）を行うために統括管理責任者を委員長とする調査委員会を30日以内に設置し（不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、

当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を半数以上含む）、調査を実施する。本調査を行う必要があると認められた場合、通報者は「告発者」、被通報者は「被告発者」とする。

- 2 第三者の調査委員は、協会及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に調査委員会委員に関する異議申立書（別紙第5号様式）により、統括管理責任者に対して異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、統括管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
- 4 調査委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 告発等された事案に係る本調査（不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。）
  - (2) 不正行為等が行われたか否かの認定
  - (3) 不正行為等の認定に対し不服申立てがされた場合の再調査（以下「再調査」という。）
- 5 調査委員会は、前項の任務遂行の結果を報告書にまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。

（調査中における一時的執行停止）

第19条 最高管理責任者は、必要に応じて被告発者等の調査対象者に対し、調査対象制度の競争的資金の使用停止を命ずることができる。

（認定）

第20条 調査委員会は、本調査開始後概ね150日以内に不正行為等が行われたか否かの認定を行うものとする。ただし、本調査の過程において、協会以外の調査対象者等への調査により時間を要した場合は、この限りではない。

- 2 前項の認定は、本調査により得られた物的証拠、関係者の証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行わなければならない。
- 3 調査委員会は、認定結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、認定結果を告発者、被告発者及び被告発者の所属する責任者に通知するものとする。

（協力義務）

第21条 告発者及び被告発者並びにその他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

（配分機関等への報告及び調査への協力等）

第22条 調査委員会は、調査の実施に際して、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

- 2 通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等及び文部科学省に提出する。また、配分機関からの要望があった場合は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の進捗状況及び中間報告を

当該配分機関等及び文部科学省に提出する。

- 3 調査の過程報告であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正を認定し、配分機関等及び文部科学省に報告する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(秘密保持)

第23条 告発等の処理に関わる者及び調査委員会の委員並びにその他関係者は、告発等された内容及び調査で得られた情報並びに業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不服申立て)

第24条 不正行為等を行ったと認定された被告発者及び悪意に基づく告発等を行ったと認定された告発者は、当該認定に関して不服がある場合は、認定に係る通知を受取った日から30日以内に不服申立書（別紙第6号様式）より、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合、告発者へ通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会と協議し、不服の趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを決定するものとし、最高管理責任者は結果について不服申立てを行った者に通知するものとする。再調査を行う必要があると判断したときは、速やかに再調査を開始するものとする。加えて、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときもその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 再調査は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員会の委員の変更もしくは追加することができる。
- 4 調査委員会は、再調査が開始された日からおおむね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、認定結果を告発者、被告発者及び被告発者の所属する責任者に通知するものとする。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

(公表)

第25条 不正行為等に関する公表は、最高管理責任者が行う。

- 2 不正行為等が行われたと認定した場合において、当該不正行為等が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正行為等を行った者の氏名、不正行為等の内容その他必要な事項を公表するものとする。
- 3 不正行為等が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正行為等が行われていなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。
- 4 告発等が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(告発者等の保護)

第26条 最高管理責任者は、通報者が告発等をしたことをもって不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

- 2 告発者に対して、不正行為等が確認された場合の是正措置及び再発防止策について、すみやかに通知する。なお、被告発者のプライバシーにも配慮しなければならない。
- 3 被告発者が通知又は指摘をされたことをもって、被告発者の研究活動が全面的に停止されるなどの不利益を受けることがないように配慮しなければならない。
- 4 調査に協力した者その他不正行為等に関して正当に対応をした者に対し、そのことをもって不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(不正に対する処分)

第27条 最高管理責任者は、前条による報告が不正行為等の事実を認定するものであった場合は、協会諸規程にのっとり、懲戒処分を含む適切な措置を求めるものとする。

(管理責任者等の責任)

第28条 第4条第1号から第5号までに規定する各責任者は、当該各責任者としての役割が十分に果たされず、結果的に不正行為等を招いていたときは、協会諸規程にのっとり、懲戒処分を含む適切な措置を受けるものとする。

(補 足)

第29条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等による研究事業の適正な運営及び執行に関する管理並びにコンプライアンス教育の実施に関し必要な事項は、コンプライアンス推進責任者が定める。競争的資金等の適正な運営及び管理の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

附則

この規程は、2016年9月1日から施行する。